

第2回 原子力委員会臨時会議議事録（案）

1. 日 時 1994年2月4日（金） 10：30～

2. 場 所 原子力委員会会議室

3. 議 題

- （1）東京電力（株）福島第一原子力発電所の原子炉の設置変更（1号、2号、3号、4号、5号及び6号原子炉施設の変更）について（答申）
- （2）関西電力（株）美浜発電所の原子炉の設置変更（1号、2号及び3号原子炉施設の変更）について（答申）
- （3）関西電力（株）高浜発電所の原子炉の設置変更（1号及び2号原子炉施設の変更）について（答申）
- （4）関西電力（株）大飯発電所の原子炉の設置変更（1号及び2号原子炉施設の変更）について（答申）

4. 審議事項

- （1）議事録の確認

第1回原子力委員会臨時会議議事録（案）が了承された。

- （2）東京電力（株）福島第一原子力発電所の原子炉の設置変更（1号、2号、3号、4号、5号及び6号原子炉施設の変更）について（答申）

平成5年8月9日付け5資庁第5112号をもって諮問のあった標記の件に関する核原料物資、核燃料物資及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項、第2号及び第3号（経理的基礎に係わる部分に限る。）に規定する基準の適用については妥当なものと認め、通商産業大臣あて答申することとした。

注）本件は、使用済燃料乾式貯蔵設備の設置、使用済燃料供用プールの設置、使用済燃料輸送容器保管エリアの設置及び非常用ディーゼル発電機の増設を行うものである。

- （3）関西電力（株）美浜発電所の原子炉の設置変更（1号、2号及び3号原子炉施設の変更）について（答申）

平成5年8月9日付け5資庁第5352号をもって諮問のあった標記の件に関する核原料物資、核燃料物資及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項、第2号及び第3号（経理的基礎に係わる部分に限る。）に規定する基準の適用については妥当なものと認め、通商産業大臣あて答申することとした。

注) 本件は、1号炉及び3号炉の蒸気発生器の取替え、1号炉及び3号炉の蒸気発生器保管庫の設置、1号炉、2号炉及び3号炉の出力分布調整用制御棒クラスタ駆動軸の撤去を行うものである。

(4) 関西電力(株) 高浜発電所の原子炉の設置変更(1号及び2号原子炉施設の変更)について(答申)

平成5年8月9日付け5資庁第5353号をもって諮問のあった標記の件に関する核原料物資、核燃料物資及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項、第2号及び第3号(経理的基礎に係わる部分に限る。)に規定する基準の適用については妥当なものと認め、通商産業大臣あて答申することとした。

注) 本件は、1号炉の蒸気発生器の取替え、1号炉の蒸気発生器保管庫の設置、1号炉及び2号炉の出力分布調整用制御棒クラスタ駆動軸の撤去を行うものである。

(5) 関西電力(株) 大飯発電所の原子炉の設置変更(1号及び2号原子炉施設の変更)について(答申)

平成5年8月9日付け5資庁第5354号をもって諮問のあった標記の件に関する核原料物資、核燃料物資及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項、第2号及び第3号(経理的基礎に係わる部分に限る。)に規定する基準の適用については妥当なものと認め、通商産業大臣あて答申することとした。

注) 本件は、2号炉の蒸気発生器の取替え、2号炉の蒸気発生器保管庫の設置、1号炉及び2号炉の出力分布調整用制御棒クラスタ駆動軸の撤去を行うものである。